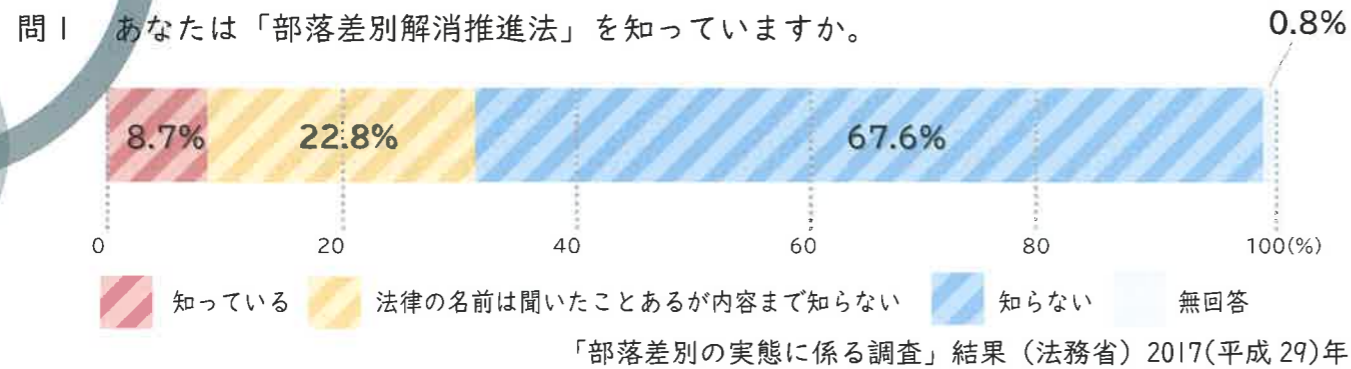


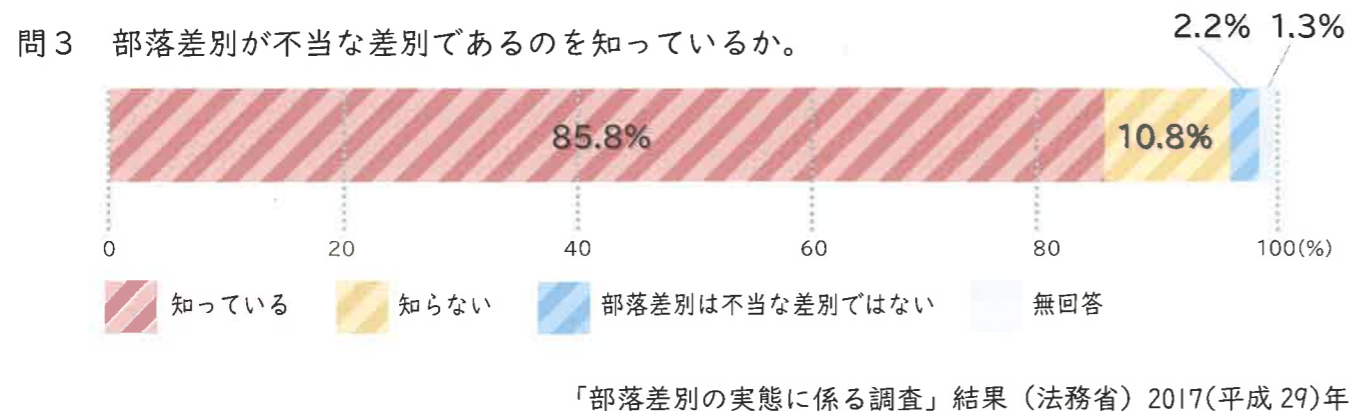
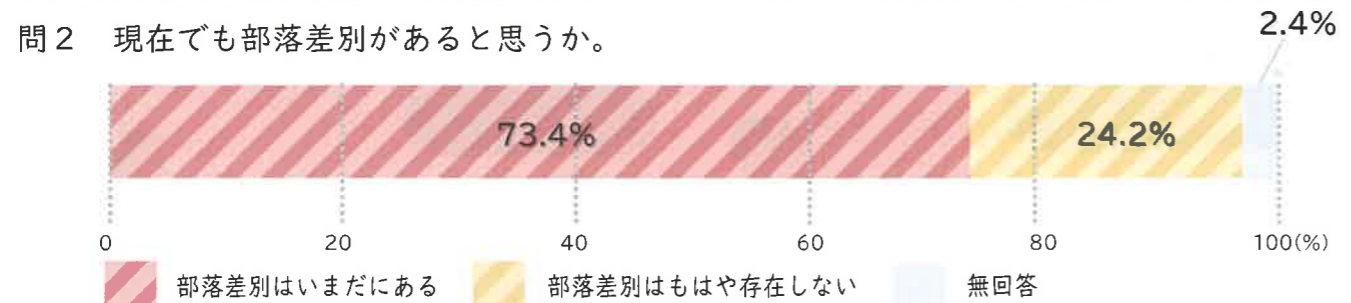
「部落差別の解消の推進に関する法律」と私たち



国は2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という）」を制定しました。「部落」という文言が法律名に初めて用いられ、部落差別が現在もなお存在することを国が公式に認めたものになっています。



国は「部落差別解消推進法」第6条に基づいて、2017（平成29）年に「部落差別の実態に係る調査」を実施しました。上記のグラフは、その中の設問の一つで、回答者の7割あまりが「部落差別解消推進法を知らない」と答えています。また、下記の2つのグラフも同調査での設問と結果を表わしています。



これら3つのグラフから見てくるものは、8割前後の人が部落差別の存在やその不当性を認めているながら、その問題の解決をめざす法律への知識理解が不十分であるという現実です。徳川幕府が支配する身分制社会（江戸時代）が崩壊してから150年以上経過していますが、私たちの社会には依然として部落差別が残っています。

「部落差別解消推進法」とはどのような法律なのか、第1条から第3条までを抜粋してご紹介します。

部落差別の解消の推進に関する法律

第1条(目的)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条(基本理念)

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第3条(国及び地方公共団体の責務)

国は、前条の基本理念のっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

この法律では、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務を明らかにしています。西脇市では、国と連携しながら、本市の実情を踏まえ、部落差別解消に向けた施策を展開しています。市民の皆さん一人ひとりにもこの法律の趣旨をご理解いただき、部落差別のない誰もが尊重されるまちづくりにご協力をお願いしたいと思います。

2021（令和3）年度に西脇市で取り組まれた部落問題学習の足跡

■ 市内小中学校で

教職員研修に講師を招き、部落問題についての基礎学習や親子人権学習に向けたテーマ設定や進め方について研修しました。

■ 教育委員会主催の研修会で

区長や人権推進員を対象にした講演会で、インターネット上で拡散される部落問題、その他の差別問題の現状と対応について学習しました。

■ 各町の住民学習会で

部落問題にかかる最近の新聞記事や統計グラフ、また解放令以降の歴史をふり振り返りながら、部落差別解消推進法について学習しました。

■ 地区人権教育協議会の研修会で

西脇・日野・重春・比延地区では、定例研修の場に講師を招いたり、DVDを視聴したりしながら、部落問題の現状と自分との関わりを学習しました。

マザーテレサは、「愛の反対は憎しみではない。無関心だ」と言いました。私たちにとって、部落問題は無関心ではいられない問題です。様々な機会や資料等を通して学習し、その解決をめざしていきましょう。